平成２９年（フ）第１２７７号
神奈川県海老名市上今泉１丁目９番30―101号
破産者　平野　健二
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１９号
静岡県賀茂郡西伊豆町仁科1911番地の１
破産者　藤井　　明
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所下田支部

平成２７年（フ）第５７４号
静岡県浜松市中区富塚町202番地の30
破産者　鈴木　勲平
1　決定年月日　平成29年11月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２８年（フ）第８０号
兵庫県明石市松が丘２丁目５番25―102号
破産者　齊藤　朝子
1　破産債権の届出期間　平成29年12月１日まで
2　一般調査期日　平成30年１月23日午後１時10分
平成29年11月１日
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２９年（フ）第１６１３号
大阪府摂津市鳥飼野々２－２　第１号棟第101号室、住民票上の住所大阪府豊中市蛍池西町１丁目16番18―101号
破産者　林　　和樹
1　破産債権の届出期間　平成29年12月８日まで
2　一般調査期日　平成30年２月５日午後２時
平成29年11月１日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３００号
岡山県和気郡和気町尺所129番地宮田団地１棟209号
破産者　矢田　雅之
1　破産債権の届出期間　平成30年１月４日まで
2　一般調査期日　平成30年２月１日午前10時10分
平成29年11月１日
岡山地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９４号
大阪市平野区加美南４丁目２番28号
破産者　株式会社ヒノデ
1　破産債権の届出期間　平成30年１月15日まで
2　一般調査期日　平成30年３月19日午後２時30分
平成29年10月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２号
和歌山県新宮市新宮2069番地の24
破産者　玉置りえ子
1　破産債権の届出期間　平成30年１月15日まで
2　一般調査期日　平成30年１月29日午後１時30分
平成29年11月１日
和歌山地方裁判所新宮支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第２７３２号
岡山市南区芳泉４丁目13番21号
破産者　岩本国志こと　李　　判雨
免責意見申述期間　平成29年12月28日まで
平成29年10月31日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１３８号
兵庫県姫路市安田１丁目57番地
破産者　中尾　紀一
免責意見申述期間　平成30年１月12日まで
平成29年10月31日　神戸地方裁判所姫路支部

特別清算開始

平成２９年（ヒ）第２０８８号
東京都豊島区東池袋５丁目40番９号
清算株式会社　株式会社早月堂
代表清算人　髙野　達也
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

平成２９年（ヒ）第２０９０号
東京都港区赤坂３丁目13番４号
清算株式会社　株式会社ＹＨ商事
代表清算人　松岡　一郎
1　決定年月日　平成29年10月30日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第１０００３号
仙台市青葉区立町17番23号
清算株式会社　株式会社阿部酒店
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
仙台地方裁判所第４民事部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第２０５９号
東京都港区西新橋１丁目22番14―1001号
清算株式会社　株式会社エスアール商事
代表清算人　佐藤　英人
1　決定年月日　平成29年10月31日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の権利変更
協定債権（以下当該債権者を「協定債権者」という。）については、以下のとおり権利変更を受ける。
⑴　債権債務の確認
株式会社エスアール商事（以下「会社」という。）は、各協定債権者に対し、平成29年３月31日の時点で、別紙協定案別表の「債権額」欄記載の額（以下「協定債権額」という。）の債務（以下「本債務」という。）を負担していることを確認する。
⑵　本協定債権者に対する弁済
会社は、有井正臣、有井輝夫及び有井洋子を除く各協定債権（以下「本協定債権者」という。）に対し、本協定の認可決定確定日から２か月以内に、協定債権額の0.1091％の金員を支払う。
⑶　本協定債権者による債務免除
本協定債権者は、会社から前項の金員の弁済を受けたときは、(i)当該弁済がなされた日、又は(ii)本債務の連帯保証人である有井正臣及び有井輝夫が本協定債権者に対して負担する連帯保証債務について本協定債権者から債務免除を受けた日のいずれか遅い日に、会社に対するその余の債務を免除する。
⑷　その他の協定債権者による債務免除
協定債権者有井正臣、有井輝夫及び有井洋子は、会社に対し、本協定の認可決定が確定したときは、協定債権額全額につき、その債務を免除する。
⑸　新たな財産が発見された場合の追加弁済
会社は、前記⑵の規定に基づく弁済後、会社に新たな財産が発見されたときは、速やかにこれを換価し、本協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて支払う。この場合においては、前記⑶の規定により会社が受けた残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
2　弁済の方法
⑴　支払の方法
協定債権の弁済は、会社の本店所在地において行う。ただし、本協定債権者が金融機関の口座を指定して振込を希望した場合には、当該口座に振込む方法により支払うものとし、振込に要する費用は会社の負担とする。
⑵　弁済額計算における端数の処理
協定債権の弁済額を計算するにあたって生じる１円未満の端数は切り捨てる。
⑶　本協定債権者の弁済受領不能等
会社は、本協定債権者の住所変更等のやむを得ない事情により弁済することができなかった場合、速やかに供託を行なうものとし、弁済に遅延した期間にかかる遅延損害金等は生じないものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部